

## 第 1 4 0 号議案

### 足立区産業振興ホール条例

上記の議案を提出する。

平成 1 7 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

### 足立区産業振興ホール条例

(目的)

第 1 条 この条例は、足立区産業振興ホール（以下「産業ホール」という。）を設置することにより、区内産業を振興し、区民の文化高揚に寄与することを目的とする。

(名称及び位置)

第 2 条 産業ホールの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 足立区産業振興ホール

位置 足立区千住一丁目 4 番 1 号

(施設)

第 3 条 産業ホールには、次に掲げる施設を設ける。

( 1 ) イベント・展示ホール

( 2 ) 会議室

(休館日)

第 4 条 産業ホールの休館日は、1 月 1 日から同月 4 日まで及び 1 2 月 2 8 日から同月 3 1 日までとする。ただし、区長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第 5 条 産業ホールの開館時間は、午前 9 時から午後 1 0 時までとする。ただし、区長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用者の範囲)

第6条 産業ホールの施設を使用できる者は、次に掲げるものとする。

(1) 足立区の区域内(以下「区内」という。)に居住し、勤務し、  
又は在学する者

(2) 区内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体

(使用の承認)

第7条 産業ホールの施設を使用しようとする者は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の承認に際し、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(使用の不承認)

第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設の管理上支障があると認められるとき。

(3) 前2号のほか、区長が使用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第9条 使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1及び別表第2に定める使用料を前納しなければならない。

2 区長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(施設の変更等の禁止)

第 1 2 条 使用者は、産業ホールの施設に特別の設備を設け、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用の承認の取消し等)

第 1 3 条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。

(1) 使用の目的に反する行為をしたとき。

(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は区長の指示に従わないとき。

(3) 災害その他の事故により施設の使用ができなくなったとき。

(4) 前各号のほか区長が必要と認めるとき。

(原状回復の義務)

第 1 4 条 使用者は、使用を終了したときは、速やかに施設を原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止され、若しくは制限されたときもまた同様とする。

(損害賠償の義務)

第 1 5 条 使用者又は入館者は、産業ホールの施設等をき損又は滅失したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額又は免除することができる。

(委任)

第 1 6 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、この条例の施行日以後の産業ホールの使用に係る使用の承認その他の使用に関する手続については、施行日前に行うことができる。

別表第 1（第 9 条関係）

イベント・展示ホール使用料

使用区分	平日	土曜・日曜・休日
5 時間以内	5 万円	6 万円
6 時間以内	6 万円	7 万 2, 0 0 0 円
7 時間以内	7 万円	8 万 4, 0 0 0 円
8 時間以内	8 万円	9 万 6, 0 0 0 円
9 時間以内	9 万円	1 0 万 8, 0 0 0 円
全日	1 0 万円	1 2 万 0, 0 0 0 円

備考

- 1 イベント・展示ホールの使用時間は、午前 9 時から午後 1 0 時までとする。
- 2 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に定める休日をいう。
- 3 使用者が入場料若しくはこれに類するものを徴収し、又は営利を目的として使用する場合は、規定使用料の 1 0 割増しとする。
- 4 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。

別表第 2（第 9 条関係）

会議室使用料

施設名 \ 使用区分	1 時間までごと
会議室 1	7 0 0 円
和室	
会議室 2	8 0 0 円
会議室 3	

会議室 4	500円
会議室 5	

備考

- 1 会議室の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。
- 2 使用者が入場料若しくはこれに類するものを徴収し、又は営利を目的として使用する場合は、規定使用料の10割増しとする。
- 3 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。

(提案理由)

産業振興ホールを設置する必要があるので、この条例案を提出いたします。